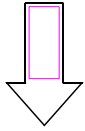


(参 考)

事故報告フロー

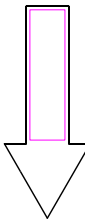
1 事業者から所在市町村・保険者への事故報告の手順例

サービス提供時に事故発生



- ・利用者の家族等への連絡
- ・利用者に係る居宅介護支援事業者へ連絡

事業者から所在市町村・保険者へ電話又は FAX 等による連絡



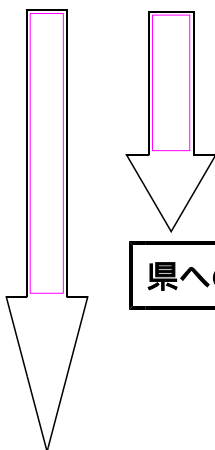
- ・事業者が連絡するにあたっては、可能な限り早急に行う。但し、所在市町村・保険者の就業時間外で電話連絡が取れない場合においては、FAX を送信し、翌日早めに連絡を行うなど早急な対応を行う。
- ・FAX 送信の際は、個人情報保護に留意し、氏名は空欄にすること。
- ・事故発生後、適宜、その経過について連絡を取り合う。

文書による報告

- ・事故発生後、所在市町村・保険者と事業者との間で連絡調整が済み次第、「介護保険事業者事故報告書」により文書で報告を行う。

2 報告を受けた保険者の対応

事業者の事故に対する対応(一連の処理)の確認



- ・当該事業者の対応状況に応じて、事実確認、指導監督等を行う。
- ・必要がある場合は、所在市町村に協力を求める。
所在市町村に協力を求めるケース
事故発生施設等が遠隔地に所在
虐待が疑われ、迅速な対応を必要とするが対応が困難な場合

県への報告

- ・指定基準違反のおそれ
- ・利用者の死亡
- ・虐待や身体拘束が事故原因と思われる場合
- ・他事業者の事故発生防止に資する。
報告の際は、保険者としての事故に対する対応についても報告すること。

沖縄県国民健康保険団体連合会との連絡調整

- ・利用者・家族から事業者の対応に苦情があった場合